

「府政運営の基本方針 2013」（素案）

《はじめに》	1
I. これまでの取組み	1
II. 社会経済情勢・府民生活の現状	2
《府政運営の基本方針 2013》	
1. 基本的な姿勢と基本的な方針	4
2. 「財政構造改革」と平成 25 年度当初予算編成	6
(1) 財政の状況・見通し	6
(2) 25 年度当初予算編成の基本的考え方	7
3. 「府庁改革」	10
(1) 公務員制度改革	10
(2) 25 年度当初人員体制編成	10
(3) 附属機関の見直し	10
(4) 出資法人や公の施設のさらなる改革	10
(5) 新公会計制度	10
(6) 究極の情報公開等	10
4. 「政策創造」と平成 25 年度の「主な政策課題」	11
(1) 25 年度の「政策創造」	11
(2) 「主な政策課題」の現状と論点	17
(3) 25 年度の知事重点事業	17
5. 「地方分権改革」	18
(1) 地方分権改革の推進に向けて（国との関係）	18
(2) 大阪・関西発の取組み	18

《はじめに》

I. これまでの取組み

「財政再建・財政構造改革」「府庁改革」「政策創造」と「地域主権・地方分権」の取組みについて、これまでの府政の取組みをふりかえると下図のとおりである。

■ 府政運営のこれまでの取組み

	財政再建・財政構造改革	府庁改革	政策創造	地域主権・地方分権	
20年2月	□財政非常事態宣言				
20 年 度	<p>□財政再建ブログラム案 △収入の範囲内で予算を組む △財政再建団体にならない ・すべての事務事業、出資法人及び公の施設をゼロベースで見直す ・新たな人件費抑制の取組み(給料月額、カット、退職手当減額) ・歳入の確保(府有財産の売却・有効活用) ・H20~22を集中改築期間として設定 ・初年度は1100億円、3年間で2800+α億円の改革効果額を見込む(3年間での効果額は、3,054億円)</p> <p>□財政構造等に関する調査分析報告書 ・約400事業に及ぶ他府県との比較をはじめ、府財政に関する広範な構造分析→「歳入構造」「歳出構造」「公務員制度、組織人員体制」など</p>	<p>□本格予算 ・超緊縮、構造改革着手(1100億円の効果額) ・減債基金借入・借換債増発ストップ □決算 ・11年ぶり黒字決算</p> <p>□当初予算 ・11年ぶり赤字予算脱却 ・減債基金返済への道筋 ・府債残高ヒーケアウト □決算 ・2年連続黒字決算</p>	<p>□“大阪府庁変わります”宣言 ・「仕事が変わる」「組織が変わる」「職員が変わる」 □業務改革レポート ・仕事の品質を高める</p> <p>□経営企画会議の設置</p>	<p>□重点政策 ・未来を担う世代や大阪を圧倒的に特徴付ける集中投資□将来ビジョン大阪 ・「世界をリードする大阪産業」「水とみどり豊かな新エネルギー都市」大阪」「ミュージアム都市大阪」「だれもが安全・安心ナンバーワン大阪」「教育・日本一大阪</p> <p>□部局長マニフェスト ・部局長による戦略目標、成果指標の設定(その実現を知事と約束) ・56の政策課題</p> <p>□人的資源マネジメント ・ひとを育てる、ひとを活かす □組織戦略 ・30年度8500人体制に。26年度までに900人削減 ・再任用職員を含めた要員のグローバルマネジメント</p> <p>□知事重点事業 ・施策の「選択と集中」を徹底、財政再建との両立 ・「新規性」「府民へのメッセージ性」「緊急性」の観点から知事重点事業を決定 ・16事業、135億円(一般財源85億円)</p> <p>□部局長マニフェスト ・評価・検証→PDCAサイクル -52の政策課題</p> <p>□大阪の成長戦略 ・成長阻害要因の分析・検証 ・「ハイエンド都市」「中継都市」 ・成長のための源泉 ・成長を支える仕組み(総合特区制度の提案など)</p>	<p>□大阪発の地方分権改革 ・大阪版地域主権システム ・国への提言と働きかけ □大阪発“地方分権改革”ビジョン ・「分権」「大阪市との新たな関係づくり」「集権」 □市町村への「分権」 ・22~24年度の3年間で特例市並みの権限移譲をめざす ・小中学校の教職員人事権の移譲をめざす ・豊中市・枚方市・吹田市の中核市移行を支援 □大阪市との新たな関係 ・政令市連携課の設置、夢洲・咲洲地区活性化共同チームの発足 ・経済3団体とも連携し、両地区的活性化に向けた取り組みを実施 □関西広域連合の設立 ・防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7分野からのスタート ・国出先機関廃止の受け皿をめざす □大都市制度の研究 ・大阪府自治制度研究会設置、「最終とりまとめ」公表 □国への働きかけ等 ・直轄負担金廃止、国関係法人への支出見直し、大阪労働局の移管 ・地域主権戦略会議等を通じた改革提案</p>
21 年 度					
22 年 度					
23 年 度	<p>□財政構造改革プラン案 ・「地域主権」の実現を通じて、府財政構造の抜本改革をめざす 「歳入歳出改革」「国への制度提言」「公務員制度改革」「財政運営のあり方」 ・23年度~25年度を計画期間として設定 ・3年間で1800億円の要対応額への対応を行う</p> <p>□財政運営基本条例 ・府の財政運営に関する基本となる事項を規定 ・「規律の確保」「計画性の確保」「透明性の確保」</p> <p>□当初予算 ・3年連続黒字予算 ・減債基金の復元 ・財政調整基金の残高確保</p>	<p>□公務員制度改革 ・給与制度改革(独自給料表、技能労務職給料表の導入、わたり一律的昇格廃止、現給保障解消等) ・採用戦略(採用一式試験の廃止、試験日程繰上げ等)</p> <p>□新公会計制度導入 ・運用開始(23年度決算から、会計別組織別、事業別等の財務諸表を公表。24年度から本格運用) ・民間準拠(複式簿記、発生主義、日々仕訳)</p>	<p>□大阪の成長戦略の点検・強化 ・東日本大震災の大震災への影響分析 ・「新たなエネルギー社会づくり」「国土構造の東西二極化」</p> <p>□人口減少社会白書 ・人口構造の変化が府政に与える影響分析・課題整理</p> <p>□知事重点事業 ・41事業、6,263億円(一般財源185億円) ※うち中小企業向け制度融資の再構築:6,050億円</p>	<p>□大都市制度の検討 ・大都市制度室の設置 ・3府県2政令市(新潟県、新潟市、愛知県、名古屋市、大阪府)知事・市長会議</p> <p>□国への出先機関原則廃止 ・国に先行的に移管を求める出先機関を決定 ・必要な法整備の実現に向けた検討</p> <p>□大阪府市統合本部 ・府と市が、自治体の垣根にとらわれることなく、経営資源の重点化を図り、効率的な自治体経営を実現し、大阪都市圏の成長をけん引していくことを目的に設置 ・大阪にふさわしい大都市制度のあり方に関すること、府及び市の広域行政、二重行政のあり方にに関すること等の検討・方向付け</p> <p>□市町村への「分権」 ・豊中市が中核市へ移行 ・豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ教職員人事権を移譲</p> <p>□大都市制度推進協議会 ・府知事、大阪市長、府市の議員で構成 ・「新たな大都市制度」の検討</p>	
24 年 度	<p>□事務事業の総点検 ・部局長自らによる全ての事務事業の総点検</p> <p>□当初予算 ・4年連続黒字予算 ・減債基金の復元 ・財政調整基金の残高確保</p>	<p>□職員基本条例 ・人事監察委員会の設置 ・職員数の管理目標の設定 ・相対評価の試行実施</p>	<p>□部局運営方針・重点政策推進方針 ・部局長マネジメントによる自律的な課題解決型組織づくり ・評価・検証→PDCAサイクル</p> <p>■「大阪の成長戦略」の府市一本化【作業中】 ・大阪府・大阪市の全体最適化 ・東日本大震災の影響を踏まえ、新たな課題への対応</p>		

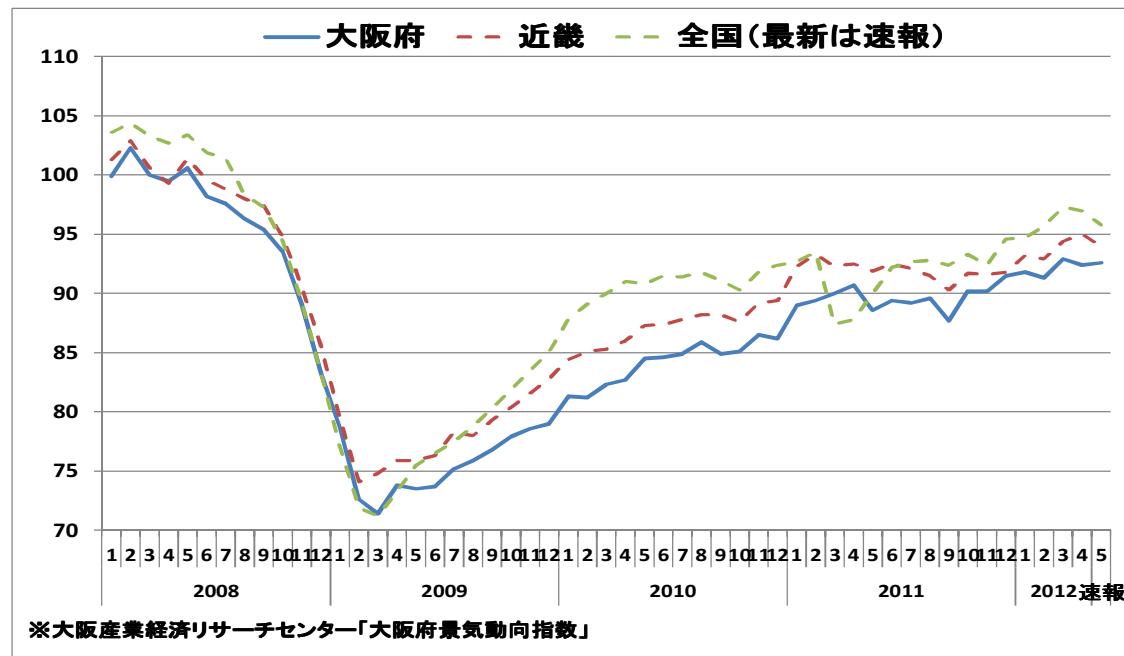
II. 社会経済情勢・府民生活の現状

大阪には課題が山積。大阪産業の構造転換の遅れは、かねてから指摘され、東京への本社機能の流出が止まらない。また、失業率は高く、生活保護率も上昇し続けている。一方で、生産年齢人口の減少と急速な高齢化が進行している。なお、個別政策分野における現状認識は、「主な政策課題の現状と論点」（別紙3）で示す。

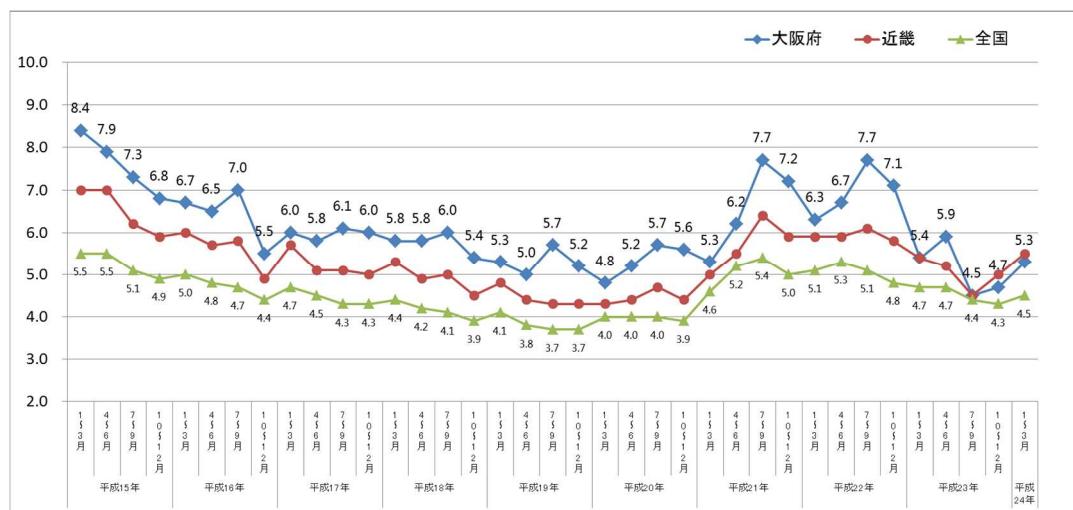
◇ 大阪経済・府民生活の状況

- 東日本大震災の影響から、大阪経済は、短期的に生産・輸出といった供給面に影響が出て、企業心理も下落したが、大阪の景気動向指数（C I）は、震災後、大きな落ち込みがなかった一方、景気の持ち直しの動きは全国よりも鈍い。また、府内の失業率は依然として高水準で推移するなど、府民生活は楽観できる状況はない。

図表1 大阪のC Iの推移



図表2 完全失業率の推移

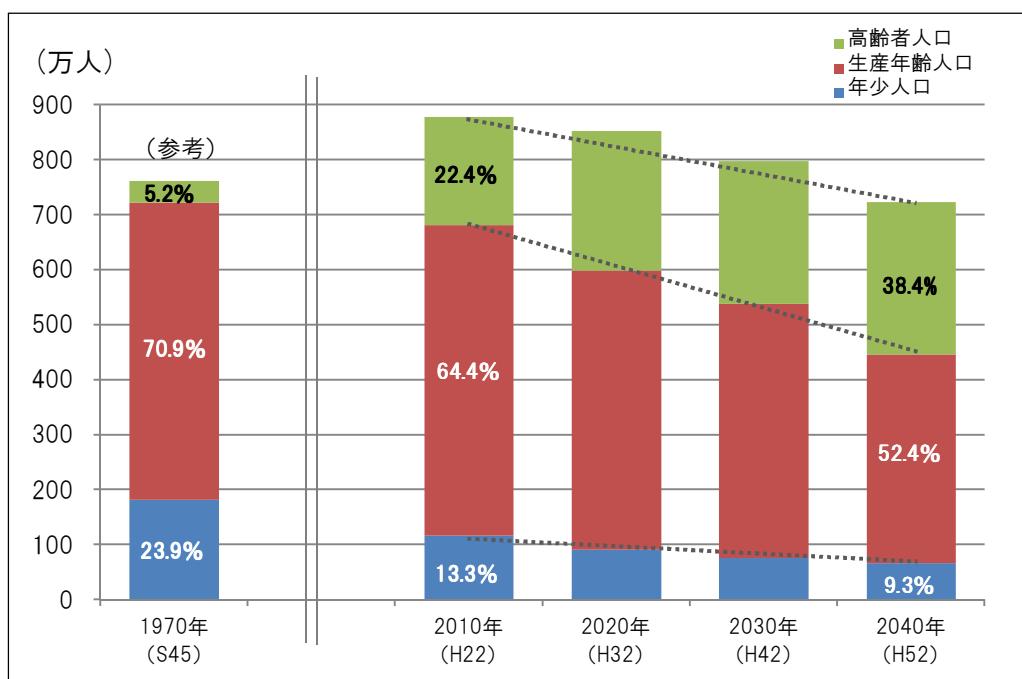


※ 「労働力調査地方集計結果（四半期）」（大阪府）

◇ 人口潮流

- ・大阪府の将来推計人口では、30年後の府の人口は724万人となり、1968年（昭和43年）の水準になる見通し。すわなち、1968年からの30年で増加した人口が、その後10年あまり維持され、今後の30年で同程度減少することになる。
- ・この中で、生産年齢人口の減少と急速な高齢化の勢いと規模が改めて明らかになった。社会増が多い東京都・愛知県と比較して、大阪府は3大都市圏の中で最も早く人口減少時代に突入し、これから先例のない都市部の人口減少社会と対峙していくことになる。

図表4 大阪府の人口潮流



※ 「大阪府人口減少社会白書」(24年3月) より

《府政運営の基本方針 2013》

1. 基本的な姿勢と基本的な方針

◇ 基本的な姿勢

社会情勢の変化等に柔軟に対応しながら、これまで進めてきた「変革と挑戦」の取組みを継承・発展・定着させる。前例や形式、既成概念にとらわれることなく、あるべき姿を追求し、次世代にツケを回さないよう、財政規律を堅持しながら、大阪の成長と大阪の安全・安心の確保をめざしていくことにより、「大阪の再生」をめざす。

その際、府は、大阪市との新たな役割分担と連携を進めながら、大阪にふさわしい「新たな大都市制度」の実現を追求するとともに、府域全体、関西広域を視野に入れ、広域自治体としての役割を果たしていく。

なお、大阪府と大阪市（以下「府・市」）との役割分担の整理にあたっては、将来の「新たな大都市制度」も見据えながら、当面、現行制度における権限や財源等の配分を踏まえ、府・市での「全体最適」化を図る。

あわせて、大阪にふさわしい「新たな大都市制度」のための取組みを進めていく。

また、行政の役割そのものや民間部門との役割分担・連携のあり方などが変容していくことを見通し、行政としての専門性を維持・向上させながら、民間や地域と目標設定を共有し、協働で実現していくための仕組みなど、これから行政のあるべき姿を追求する。

「改革と成長」

・大阪の将来を見据えた「財政構造改革プラン（案）」に基づく弛みなき「自己改革」や大阪府市統合本部での議論を踏まえた「改革」と、府・市で一本化した「大阪の成長戦略」に基づく持続的な「成長」の実現に挑戦し、「大阪の再生」に取り組む。

マネジメントの徹底

・府政運営の基本は、府民の信頼にある。府庁組織が、府民の声、府民のニーズを広く受け止め、課題を明らかにした上で、あるべき姿を追求する。広域自治体としての本来の役割を果たすため、持てる能力や専門性に磨きをかけながら、課題の発見と課題の解決に努め、府民の期待に応える取組みの持続・発展を可能とする府政運営をめざす。こうした組織マネジメントを徹底し、「改革と成長」による「大阪の再生」の実現をめざす。

府県としての役割

・府は、府域全体の戦略策定や産業政策、インフラの整備など、大阪の成長とそ

れを支える基盤づくりにおいて、広域的・専門的役割を果たす。

- ・また、住民の安全・安心など、住民に身近な行政は基礎自治体である市町村が担うことを基本とし、基礎自治体で担うことができない、地震・津波などの災害、犯罪、感染症や疾病などに対する安全・安心の基盤づくりを着実に進め、これらを堅実に管理・運用する。

◇ 基本的な方針

引き続き、「財政構造改革」「府庁改革」と「政策創造」、そして「地方分権改革」を府政運営の基本的な柱に、「大阪の再生」の実現をめざす。

(財政構造改革・府庁改革)

- ・「大阪の再生」には、基盤となる府財政の健全化が必要。また、府政運営の基盤は府民の信頼にある。持続可能で自律的な財政構造を実現し、府民の信頼をより確かなものとし、府政運営の土台を盤石とするため、さらなる改革に挑み続けていく。

(政策創造)

- ・「大阪の再生」に向け、府は広域自治体として、「大阪の成長戦略」の実現に全力で取り組む。府・市で一本化した戦略のもと、新たな役割分担を踏まえ、施策・事業を効率的・効果的に推進し、成長を軌道に乗せる。あわせて、府民の安全・安心の確保に向けた基礎自治体を中心とした取組みを、広域自治体として、専門性・広域性を発揮しながら下支えしていく。こうした成長と安全・安心の確保の相乗効果による「よき循環」の実現をめざし、具体的な成果を生み出し、その効果を広く波及させ、取組みの加速化を図ることをめざす。

- ・一方で、25年度当初予算編成に向けては、非常に厳しい財政状況が見込まれていることから、この間、戦略的資源配分として取り組んできた知事重点事業についても、現在全庁挙げて取り組んでいる「事務事業の総点検」において、費用対効果や民間との役割分担、事業実施水準（他府県比較）、受益者負担のあり方等の視点による点検を改めて行った上で、来年度の収支見通しを踏まえながら、さらなる「選択と集中」により、施策・事業の重点化や新たな政策課題への対応を行っていく。

(地方分権改革)

- ・「大阪の再生」のため、大阪にふさわしい「新たな大都市制度」のための取組みを進めていく。
- ・閣議決定された「地域主権戦略大綱」の確実な推進等を国に働きかける。
- ・国や全国を先導する取組みとして、府内市町村への権限移譲について、これまでの取組みの検証を踏まえ、さらなる移譲を検討するとともに、関西広域連合については、国出先機関の移管実現の国への働きかけ、所掌事務の拡大をめざす。

2. 「財政構造改革」と平成 25 年度当初予算編成

社会経済環境の変化や府域の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施し、府民福祉の維持向上に資するためには、財政基盤を確かなものにすることが不可欠である。

この間の予算編成過程の改革を踏まえ、一層健全で規律ある財政運営を行っていくとともに、財政構造改革の実現に向けて果敢に取り組んでいく。

(1) 財政の状況・見通し

◇ 24 年度当初予算編成

・24 年度当初予算編成においては、これまで進めてきた「変革と挑戦」の取組みを承継・発展・定着させるという考え方のもと、収入の範囲内で予算を組む原則を徹底し、「財政構造改革プラン（案）」を着実に実行するとともに、部局長マネジメントの一層の発揮により事務事業の積極的な見直しを行った。

また、こうして生み出した貴重な財源は、「セーフティネット」を確保するための施策や、「大阪の成長」を実現するための施策などに重点的に配分した。

・しかしながら、府税収入が減少し、社会保障関係経費が大幅増となるなど構造的な課題がより一層深刻化する中で、財政調整基金から 525 億円（前年度より 53 億円増）を取崩してようやく編成できたという状況である。

◇ 今後の財政収支の見通し「中長期試算（粗い試算）」（24 年 7 月改訂版）

・23 年度決算見込みとあわせて公表した「中長期試算（粗い試算）」（24 年 7 月版）では、25 年度から 28 年度までは毎年 640～920 億円の要対応額が見込まれている。

・また、当試算では、バブル後に大量発行した府債の最終償還が到来することによる 35 年度から 37 年度の大きな要対応額への対応として、30 年度から 38 年度までの公債費の平準化を図ることとしている。このため、29 年度以降については、要対応額の平準化が図られるものの、長期的に一定の要対応額は継続する見込みである。

・なお、要対応額に加え、「財政調整基金積立目標額 1,450 億円」、「減債基金の積立不足額 2,670 億円の復元」、「臨時財政対策債等の償還財源の確保」といった課題がある。（別紙 1）

・さらに、国において、社会保障と税の一体改革が進められているところであり、府の財政構造に大きな影響を及ぼすことからその動向を注意深く見守る必要がある。

◇ 25 年度予算編成の見通し

（経済情勢の分析）

・内閣府の月例経済報告（24 年 8 月）によると、わが国の景気は、このところ一部に弱い動きがみられるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあると指摘されている。

- ・また、日銀大阪支店の近畿地域金融経済概況（24年8月）によると、近畿の景気情勢は、持ち直しの動きもみられるが、なお足踏み状態にあると指摘されている。
- ・このような状況の中、24年度の府税収入の状況（7月末調定状況）は、前年度の同期を若干上回る水準（前年同期比102.0%）となっているものの、府税収入はリーマンショック前（19年）の水準に比べ約7割に留まっており、引き続き厳しい状況が予想される。

（25年度の仮収支試算）

- ・府財政の置かれた環境は引き続き厳しい。25年度の仮収支（※）を試算したところ、別紙（別紙2）のとおりとなった。

（※）「中長期試算（粗い試算）」に基づく収支見通しをもとに、25年度当初予算編成に向けて、現時点で想定しうる対応策を加味して試算。
- ・中長期試算（粗い試算）のとおり、要対応額は690億円である。現状で、「財政構造改革プラン（案）」の着実な実施を前提に165億円の対応策を見込み、さらに、財政調整基金を230億円（残高の1/4を超えない範囲）緊急避難的に活用してもなお、295億円の対応を検討する必要がある。
- ・このため、25年度の予算編成に先立って「事務事業の総点検」を行うこととした。

P

（事務事業の総点検の実施）

- ・25年度の予算編成に先立ち、全ての事務事業について、各部局長自ら「総点検」を行い、歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施する。
- ・それでもなお不足が生じる場合は、予算要求段階におけるシーリング、予算編成過程を通じた対応の検討が必要である。

（2）25年度当初予算編成の基本的考え方

財政状況が厳しさを増す中、財政規律を堅持しながら、社会経済環境の変化や府域の実状に応じて、大阪の成長と大阪の安全・安心の確保の実現に必要な施策を実施していく。そのため、財政運営基本条例を踏まえ、健全で規律ある財政運営の確保を図っていく。

◇ 財政規律の確保

- ・将来の世代に負担を先送りしないことを大原則として、健全で規律ある財政運営を図るとともに、府民の受益と負担との均衡を図る必要がある。

（収入の範囲内で予算を組む）

- ・現在と将来の府民の負担の公平を図る観点から収入の範囲内で支出する。
- ・安定財源の確保のため、「選択と集中」を通じた支出の見直しを行うとともに、「財

「政構造改革プラン（案）」に沿って、府有財産の積極的な売却・貸付、債権管理の強化対策等を着実に進めるなど、歳入確保に努める。

（府債活用の考え方）

- ・「将来世代に負担を先送りしない」観点から、府債の活用にあたっては、その必要性を厳しく精査する。

（財政リスクへの対応）

- ・新規施策の実施に際しては、将来における府の負担が過重なものとならないよう、また、将来世代への負担の先送りとならないよう、財政リスクの把握に努め、その内容を公表する。

- ・特に、損失補償及び債務保証については、原則禁止とし、その必要性や財政運営に与える影響等を検証し、やむを得ない理由がある場合に限り設定する。

- ・既存事業については、「財政構造改革プラン（案）」に沿った事業見直しを着実に実施するとともに、その進捗状況を公表する。

◇ 計画性の確保

- ・25年度予算編成においても、中長期にわたる府の財政状況の見通しを踏まえつつ、予算編成を行うとともに、予算審議や計画的な財政運営の参考のため、中長期の財政状況を試算の上、当初予算発表にあわせて公表する。

◇ 透明性の確保

- ・25年度においても、予算編成過程における情報（段階ごとの要求書・査定書、知事ヒアリング資料など）の公表・公開について、分かりやすさを高め、充実を図っていく。

- ・さらに、24年度から本格運用した新公会計制度による、ストック・フルコスト等の財務情報の予算編成への活用を検討する。

◇ 財源の戦略的配分

- ・府民福祉の維持向上に資するためには、府政の喫緊の課題には的確に対応しなければならないが、府財政を取り巻く環境は依然として非常に厳しく、全体として歳出の抑制が引き続き必要である。

- ・このため、財政規律をしっかりと維持しながら、「選択と集中」を通じて、限られた財源の重点化を図り、将来の大坂を見据えた府政を戦略的に推進していく。

◇ 部局長マネジメント〔部局長による部局の運営管理〕の一層の發揮

- ・25年度の予算編成においても、引き続き、部局長マネジメント機能の発揮を図ることとする。

- ・25年度の予算編成に先立ち、全ての事務事業について、各部局長自ら「総点検」を行い、歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施する。
 - ・予算要求のとりまとめにあたっては、各部局長のリーダーシップのもと、「府政運営の基本方針」等を踏まえ、各部局の重要政策や個別課題への対応の考え方、「財政構造改革プラン（案）」の実行、事務事業見直し、歳入確保等について部局内で十分議論し、メリハリの効いた要求案を作成することとする。
 - ・なお、予算編成作業においては、引き続き、人件費や公債費を含むフルコストの視点を踏まえた予算編成を進めていく。
- 以上について、各部局において自主的・主体的に取り組むこととする。

◇ 財務マネジメント機能の向上

- ・平成25年度も引き続き、財務マネジメント機能向上のための取組みを実施する。特に、基金等の効果的な資金運用を行うなど、調達・運用手法のさらなる多様化・高度化を図ることによって、資金の効率性を高めていく。

3. 「府庁改革」

(1) 公務員制度改革

- ・職員基本条例を踏まえ、人事行政全般の改革を進め、職員が府民のために全力を尽くすことができる組織づくりを進める。

(2) 25年度当初人員体制編成

- ・府の将来を見据えた組織体制の検討を進め、25年度からの職員数の管理目標の設定を行う。25年度当初の職員数について、本管理目標に基づき、職員数削減に取り組むとともに、より優先度の高い分野や業務へ戦略的に人員を重点投入する。

(3) 附属機関の見直し

- ・最近の判例等を踏まえ、要綱等で設置した懇話会等の会議体のうち、実質的に附属機関であるとみなされる可能性がある約130の会議体を附属機関に移行する。

(4) 出資法人や公の施設のさらなる改革

- ・財政構造改革プラン案に示す方向性に基づき、さらなる改革に取り組む。
- ・出資法人については、大阪府都市開発株の民営化の推進など、出資法人改革を進める。
- ・公の施設については、24年度に上方演芸資料館（ワッハ上方）の存続を判断する。25年度に泉州救命救急センターの地方独立行政法人りんくう総合医療センターへの移管をめざす。

(5) 新公会計制度

- ・財務諸表の公表による府民への説明責任の充実はもとより、これら財務情報を組織内で分析し、今後の施策・事業のあり方等の検討において活用することをめざす。
- ・東京都、愛知県等と連携し、地域主権を支えるるべき新公会計制度の構築に努めるとともに、26年度中の制度導入をめざす大阪市の取組みに協力する。

(6) 究極の情報公開等

- ・全国トップの透明性を誇る情報公表の取組み「オープン府庁（究極の情報公開）」を継続する中で、意思形成プロセスの積極的な公表など、府政の情報をわかりやすく伝える取組みの充実を図り、府民の府政に対する関心と理解を深めていただくことをめざす。
- ・積極的な情報の公開とあわせて、facebookや職員ブログなどを活用した情報発信の充実を図り、府民が必要とする府政情報を確実に得られる取組みを進めていく。

4. 「政策創造」と平成 25 年度の「主な政策課題」

(1) 25 年度の「政策創造」

25 年度の政策創造は、24 年度の「知事重点事業」及び「部局運営方針・重点政策推進方針」の重点テーマを基本に、その後の情勢の変化等を踏まえ、精査・点検を行い、「将来ビジョン・大阪」の実現をめざす中で、「成長」を通じて「安全・安心」の確保をめざす「よき循環」を生み出し、「大阪の再生」に向けた取組みを着実に進めていく。

「大阪の再生」に向け、「成長」を促す役割は広域自治体が、住民の「安全・安心」という身近な分野は基礎自治体が担うことが基本。これまでの府・市の二元行政の垣根にとらわれず、府・市の「全体最適化」を図る観点から、「大阪の成長戦略」をはじめ、主な政策分野において、これまで府・市がそれぞれ組み立ててきた戦略や方針の点検を行い、一本化等について協議を進めているところである。

今後は、「新たな大都市制度」を見据えた将来のあるべき広域自治体と基礎自治体の役割分担を踏まえながら、府・市で各分野の戦略・方針を共有した上で、当面、現行法制度やこれまでの経過に照らし、府は、広域自治体としての役割をしっかりと果たしていく。また、必要に応じ、適宜、関西広域連合と連携する。

なお、いわば、この暫定期間ともいるべきプロセスにおいて、府・市の間で事務事業や施策の移管、再編などを行う場合には、それに伴う財源や組織・人員体制に対する措置が十分に行われるよう、協議・調整を行う必要がある。

以下、こうした観点から、主な政策分野における課題認識と府の対応方針を明らかにする。

◇まちづくり・都市基盤

大阪は、日本の成長をけん引する東西二極の一極として、強みやポテンシャルを最大限活用しながら、国内外から企業・人材・情報が集い、技術革新が生み出されるハイエンドな都市、アジアと日本各地を結び、集積・交流・分配機能を発揮する中継都市の実現をめざす。将来の人口減少や人口構成の変化も見据え、府・市が一体となって取組みを進めていく。

府域の経済活動や府民の暮らしを支える道路や河川などの都市インフラ等については、「都市経営」の視点からのマネジメントが必要。民間にできることは民間に委ねていくこととし、府域での全体最適化の検討を進めていく。

① 大都市としての活力と魅力づくり

・大阪・関西の中心地である大阪都心部は「成長のけん引役」。そのため、成長の鍵を握る大阪都市圏の再生をめざし、都市構造を大胆に転換していく方向を示す「グランドデザイン・大阪」を府・市でとりまとめ。さらに、府域全域へ波及させるための全体的な方向性を示し、圧倒的な魅力を備えた都市空間の創造をめざす。また、都市としての魅力向上を図るため、みどりを生かした都市づくりを推

進する。さらに、「減災」の観点から、中長期的な大阪の都市構造のあり方について検討を行う。

- ・推進にあたっては、行政主導ではなく民間等を主体に、府域の総力を結集して取り組む。

② 地域の特色を活かしたまちづくり

・「まち」は、府民が働き・学び・遊び・住まう場であり、産業や文化など、都市活動の場。「住宅」は、府民の暮らしを支える生活の基盤。これらのあり方は、大阪の活力や成長に大きな影響を与えることから、府は、広域的な視点からの方向性を示し、基礎自治体と政策調整を行いながら、地域のストック、ポテンシャルを活かしたまちづくりを進めていく。

・なお、府営住宅は、地域の実情を踏まえたまちづくりの観点から、住民生活を身近で支える基礎自治体において管理・運営を一元的に担うことが望ましいことから、基礎自治体からの要望に基づき移管を進める。

③ 国土構造の東西二極化を支える広域交通インフラ

・空港、港湾、高速道路ネットワーク、鉄道ネットワークは、「物流、人流」を支えるハードインフラ。東京と大阪の二大都市圏が日本の成長をけん引するという視点に加え、東日本大震災からの教訓として、大災害等が発生しても国全体の機能と活動を停止させることがないよう、国土構造の東西二極化をめざす視点から、関西圏全体を見据え、戦略的に機能強化を図る。

・府は、「関空の競争力強化」「府・市の港湾管理者の統合、将来的には大阪湾諸港の港湾管理の一元化」「高速道路の料金体系の一元化、ミッシングリンクの解消」「リニア中央新幹線などの早期全線整備」「乗り継ぎの円滑化、鉄道ネットワークの強化、関空アクセスの改善」など、広域的な視点から、取組みを推進する。

・民の視点からの効率化、サービス向上等に向け、府営港湾業務の民営化を進める。また、大阪湾諸港の港湾管理の一元化の第一ステップとして、物流に特化した「新港務局」の設立に向けた取組みを進める。

④ 成長と安全・安心を支えるインフラマネジメント

・道路や河川等の都市基盤施設は、都市の標準装置。大阪の成長と安全・安心の確保のためには、都市経営の視点から、府域全体のインフラ（ストック）の持続可能で、より効率的・効果的なマネジメントが必要。

・広域自治体は、基礎自治体を超える広域的なネットワークを形成する道路、流域で一体的に管理が必要な河川や広域的な役割を持つ公園等のマネジメントを担うという方向性を見据え、当面は、府・市で、現行制度における権限や財源等の配分を踏まえつつ、具体的な路線等の仕分けなどに取り組む。また、取組みの一本化、一体化が可能なものについても整理を行う。

・府民の暮らしに身近な下水道については、最適な組織や運営のあり方等について

て検討を進める。

◇産業政策

世界をリードする大阪・関西産業の実現をめざすため、府・市で一本化した「大阪の成長戦略」のもと、強みをさらに活かす産業・技術の強化に向けて、関西イノベーション国際戦略総合特区の活用等により企業集積をさらに高め、研究開発やグローバルビジネス拠点等、技術革新を生み出す国際的な競争拠点形成を図るとともに、新たな分野に果敢にチャレンジする中小企業を応援していく。

成長を持続可能なものとするには、人材力の強化や活躍の場づくりが前提となる。高齢化・少子化の進行による生産年齢人口の減少を見据え、高齢者、女性、若年層、障がい者など、社会資源としての人材をいかに有効に活用できるかを重要な課題ととらえ取組みを推進していく。

⑤ 成長産業の振興 / ⑥ 大阪産業の活性化と産業人材の育成・確保

- ・府は、大阪の成長を担う役割から、広域的な視点から、統一的・戦略的に推進していく施策として、総合特区の活用を図るとともに、都市型サービス産業分野で先行する大阪市の取組みと連携しつつ、健康医療産業などの新たな成長産業の振興等に取り組む。中でも、総合特区は成長の起爆剤。他に類を見ない大胆な地方税インセンティブの実現をめざす。

- ・また、府は、専門性を発揮し、府域全体で一体的に展開することで、より効率的で高い効果が期待できる施策として、中小企業への技術、経営、資金の支援策を再構築するなど、全体最適化を図り、大阪産業の活性化をめざす。

- ・成長を持続可能なものとする産業人材の育成・確保に向け、府は、広域的な視点から、産業施策と一体となった求人開拓や雇用機会の創出、高度人材の育成などに取り組む。

◇環境・エネルギー

大阪が持続可能な成長を成し遂げ、府民の安全・安心を確保していくためには、府域におけるエネルギーのあり方について、国や電力会社任せにするのではなく、地域の問題として広く議論し、エネルギー（電力）が、これまで以上に「安全」「安定」的に「適正価格」で供給される新たなエネルギー社会の構築をめざすことが必要。

現在府・市で、原発依存度の低下、需要サイドからの電力システムの改革、再生可能エネルギーの推進などを柱とする府市エネルギー戦略を検討中。

⑦ 新たなエネルギー社会の構築

- ・地域の特性に応じた新たなエネルギー社会の構築に向け、府は、広域的な視点から、さらなる省エネ型ライフスタイルへの転換、再生可能エネルギーの普及拡大をはじめとするエネルギー源の多様化、新規発電事業者の参入、公正で開かれ

た電力市場の誘導、エネルギー需給の最適化にかかる社会実験等の取組みを進めていく役割を果たす。

・こうした中長期の取組みを進めるとともに、短期的には、「大阪らしい新たなエネルギー社会」創造に向けたアイディア提案の実現や定着した節電・省エネの取組みの継続などに取り組んでいくことが必要。

・地球温暖化対策については、国における温室効果ガス排出量削減目標の検討状況や府・市エネルギー戦略の内容を踏まえ、府は、府域全体を対象とした対策を再検討する。

◇都市魅力創造

大阪の都市魅力を創造することは、今後の大阪の成長の糧。国際的な都市間競争に打ち勝ち、大阪・関西の成長を支えていくため、世界的な創造都市に向けた観光、国際交流、文化、スポーツの各施策の上位概念となる府・市共通の「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、「民が主役、行政がサポート役」との基本的な考え方のもと、取組みを進めていく。

⑧ 都市魅力の創造・発信 / ⑨ 観光インバウンドの拡大

・府・市で一本化した「大阪都市魅力創造戦略」に基づき、水と光のまちづくり推進体制の構築、大阪アーツカウンシル（仮称）の設置、大阪観光局（仮称）の設立により、重点取組を推進していく。また、27年度のシンボルイヤーに向か、府・市は、都市魅力創造の基盤づくりや民間主体のプロジェクト実現に向けた規制緩和や情報発信等の支援等に取り組む。

・さらに、府・市がこれまで取り組んできた既存事業について、可能なものから融合・統合を進めるほか、重点エリアの取組み等と大阪ミュージアム構想の連携により、府域全体の都市魅力の向上に取り組み、交流人口の増加や経済の活性化を図り、大阪の成長をめざす。

◇減災・治安

大阪の成長の基盤となる安全・安心を確保するため、東日本大震災や台風・大雨等による甚大な自然災害を教訓に、「防災」はもとより「人命を守る」ことを最優先に、被害を最小化する「減災」の観点から取組みを進めながら、基礎自治体と連携して真に災害に強い大阪の実現をめざす。

⑩ 災害に強いまちづくり

・国の中央防災会議で示される新たな地震・津波の被害想定等を踏まえ、地域防災計画をはじめとする施策や計画等について、ソフト・ハード両面から点検し、速やかな対応が必要な対策については、精査の上、着実に実施していく。

・災害対策においては、住民に近い基礎自治体が、地域密着で、住民を対象とした取組みを担うことを基本に、府は、広域的な視点から、住民への災害リスク開

示や情報提供、基礎自治体への支援や府域全体の総合調整機能を果たす。

- ・また、府内の消防機能の強化に向け、府内消防本部の水平連携や府・市の消防学校の組織統合に向けた取組みを進める。

⑪ 総合治安対策の推進

- ・府域全体での府民の安全・安心を確保するため、府は、地域安全センターの設置など、地域が防犯力を高める取組みの促進や地域ボランティアを中心とした非行防止活動ネットワークの拡大促進など、先導的な役割を果たす。

◇セーフティネット

「成長」を通じて府民の「安全・安心」の確保をめざす「よき循環」を実現し、誰もが安心して暮らせる大阪づくりをめざす。府民の安全・安心や福祉にかかわる分野においては、「ニアイズベター」の原則により、基礎自治体が主な役割を担うことを中心しつつ、医療体制の整備、食の安全などの制度づくり、事業者支援や規制等による方向付けや府域としての施策水準の設定と維持等については、広域的な視点から、府が役割を担う。

とりわけ、人口減少社会の到来における医療需要・介護需要の増大・多様化や未婚者・晩婚者の増加、出生数の低下など、府民生活に現れる様々な影響を踏まえ、医療、福祉等の分野において将来を見据えた基盤づくりに取り組んでいく。

⑫ 医療先進都市大阪

- ・府は、医療計画の策定や医師確保対策など、府域全体での医療体制の充実について主体的に取り組むとともに、がん対策の充実、循環器対策の推進などにおいて、府は先導的な役割を果たし、府域全体の取組水準の向上に努める。
- ・なお、新型インフルエンザなどの新感染症や食の安全などに関わる健康危機管理対応については、府域で同時に統一した対応が可能となるよう、現行法制度上、権限をもつ政令市や中核市との役割分担について整理が必要。

⑬ 障がい者の自立と社会参加

- ・障がい者の地域生活への移行や地域定着について、府は、専門性を発揮し、府域全体の支援の取組水準の向上に努めるとともに、発達障がい者や医療的ケアが必要な障がい者の支援など、施策の谷間の分野において先導的な役割を果たす。
- ・障がい者の就労支援については、府は、雇用政策や他の分野の取組みと連携して先導的な役割を果たし、障がい者の実雇用数の拡大と職場の定着を進め、就労を通じた障がい者の社会的自立を図る取組みを進めていく。

⑭ 次世代育成支援

- ・人口減少社会の到来を見据え、府は、広域的な視点から、基礎自治体の取組支援を通じ、利用者の立場に立った保育・子育て支援の充実に取り組む。

- ・児童の虐待防止については、高い専門性の発揮や迅速な対応が必要となるため、府が、基礎自治体等と連携して、府域全体の取組水準の向上に努める。
- ・子ども・若者があきらめずに挑戦し続けて成長していく仕組みづくりに向け、府は、基礎自治体や民間団体と連携して、先導的な役割を果たす。

⑯ 大阪の地域力の向上

- ・これまで、府が先導的な役割を発揮し、取り組んできた地域力の向上については、実情に応じた地域づくりの観点から、活動支援の軸足を基礎自治体に移していくことを基本に、府の果たす役割を整理していく。

◇教育

景気の低迷による雇用情勢の悪化、世界経済における日本の地位の低下など、子どもたちがこれから生きていく時代は厳しい。このような時代の中でも、子どもたちが粘り強く果敢に「チャレンジ」できること、「自立(自らの力で社会を生きていく)」できること、そして、「自律(自らを律しながら社会を支える)」できることを目指として、学校・家庭・地域の連携のもと、「確かな学力」を確立するとともに、「豊かな心」「健やかな体」を育むことが重要である。

このような考え方のもと、府と基礎自治体が連携・協調して教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を高め、社会総がかりで大阪の教育力の向上をめざす。

現在、この趣旨に沿って今後の取組みの方向性を示す教育振興基本計画を策定中。

さらに、府は、今後の児童生徒数の動向等を踏まえた府域全体の府立高校の適正配置や府における教育目標の設定等に向けた取組みを進める。

また、大学や研究機関等の集積を促進することにより、国際競争を勝ち抜く人材を育成する環境づくりを進める。

⑯ 大阪の教育振興（支援教育）

- ・知的障がい支援学校の新校整備を着実に推進するとともに、就労に向けた取組みの推進など、障がいのある子どもの自立支援のさらなる取組みが必要。「ともに学びともに育つ」教育をさらに推進するため、幼稚園、小・中学校や高等学校等での多様な学びの場の提供に取り組む。

⑰ 大阪の教育振興（小・中学校等における教育）

- ・義務教育段階においては、すべての子どもが社会で自立して生きていく上での基礎・基本となる力を育成するため、学力や生活習慣の確立に取り組むことが重要であることから、府は、基礎自治体の主体的な取組みを支援するとともに、課題のある学校への支援を行う。

⑱ 大阪の教育振興（高等学校等における教育）

- ・高等学校においては、家庭の経済的理由によらない自由な学校選択の支援等を通じて、公私間の切磋琢磨による大阪の教育力の向上をめざす。また、コミュニケーション能力の向上や豊かな勤労観・職業観の醸成等、社会的経済的に自立できる力を育成するため、取組みを充実させることが重要。
- ・さらに、今後の府域全体及び地域ごとの生徒数減少と公私間の志願動向の変化等を踏まえ、効果的・効率的な学校配置及び教育内容の充実を図るため、府域全体のバランスや教育の機会均等を踏まえた府立高等学校の再編整備に取り組む。
- ・大阪府立大学と大阪市立大学については、それぞれの強みを活かし、アジアの都市間競争に打ち勝つ強い大学となるよう、今年度中に新大学の将来ビジョンを策定し、統合に向けた検討を進める。

(2) 「主な政策課題」の現状と論点

25年度の政策創造について、18項目の「主な政策課題」を設定し、課題毎の現状と論点を、別紙3〈「主な政策課題」の現状と論点〉にとりまとめた。

(3) 25年度の知事重点事業

25年度の「知事重点事業」は、24年度の「知事重点事業」の点検結果や来年度の収支見通しを踏まえたさらなる「選択と集中」を行い、また、18項目の「主な政策課題」で設定した「論点」をベースに、今後、9月定例府議会（前半）でのご議論を踏まえ、11月にとりまとめる成案段階で提示する。

5. 「地方分権改革」

地方分権の推進には、めざすべき国のかたちを明らかにすることが必要である。大阪府は、『国は国家戦略に専念。広域地方政府は競争・成長でパイの拡大。基礎地方政府は住民の安全・安心』というかたちをめざすとする考え方を基本に、国に対し「制度・仕組みの見直し」を具体的に提言し、その実現を積極的に働きかけていく。

あわせて大阪府自らも、地方分権改革を着実に実践するため、府内市町村や関西の府県・政令市とともに、国や全国を先導する「大阪・関西発の取組み」を進める。

(1) 地方分権改革の推進に向けて（国との関係）

政府において閣議決定された「地域主権戦略大綱」(22年6月)の確実な推進と、積み残された課題の解決に向けた検討を、引き続き国に働きかけていく。

- ・国の出先機関原則廃止については、閣議決定された「アクション・プラン」(22年12月)に基づく「出先機関の事務・権限のブロック単位の移管」に関する関係法律の制定と、近畿地方整備局・近畿経済産業局・近畿環境事務所の関西広域連合への移管実現を積極的に求めていく。
- ・義務付け・枠付けの見直しや国庫補助金の一括交付金化については、地方の自由度を増し、地域の実情に合致した施策の実施が可能となるものとなるよう、さらなる取組みを求めていく。
- ・国直轄事業負担金については、22年度から維持管理負担金及び業務取扱費にかかる負担金が廃止されたが、負担金の全廃に向けて、引き続き実現を働きかけていく。
- ・道州制の実現に向け、国に強く働きかけていく。

(2) 大阪・関西発の取組み

◇ 市町村への「分権」

- ・「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、平成22年度から進めてきた「特例市並みの権限移譲」の検証を踏まえ、今後のさらなる権限移譲の検討を進める。また、権限移譲の推進に有効な手法である広域連携については、豊能や南河内地域等の共同事務処理などの先駆的な取組みをサポートするとともに、さらなる分野での広域連携の促進、その他の地域における広域連携への機運の醸成など、コーディネート機能を発揮し、市町村の広域連携体制の構築を推進していく。
- ・26年4月に中核市に移行する枚方市については、保健所業務等が円滑に実施できるよう支援していく。また、中核市要件を満たす吹田市の中核市移行に向けた協議を進めていく。

◇ 関西としての「集権」

- ・関西広域連合については、国出先機関の移管実現を国に対し求めていくとともに

に、構成府県との合意形成を図り、さらなる所掌事務の拡充（府県業務の集約）をめざす。

◇ 大都市行政のあり方

- ・23年12月に設置した大阪府市統合本部において、広域行政の一元化、二重行政の仕分けなどの検討を行い、経営形態の見直し検討項目（12項目）及び類似・重複している行政サービス（22項目）の基本的方向性（案）をとりまとめたところであり、今後、この方向性に基づき、具体化していく。
- ・24年4月に、府・市の条例に基づき設置した「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」において、府、大阪市それぞれの住民を代表する機関である議会及び長がともに参画し、新たな大都市制度に関して議論、検討を行っている。
- ・国に対しても、地方制度調査会に出席して、それぞれの都市の実態にあわせた大都市制度改革を提案するなど積極的に発信を行ってきた。

現在、国においても、地方制度調査会で審議が行われており、一方、議員立法による大都市制度に関する法案が成立するなどの動きが進んでいる。引き続き、大阪から地域の発意のもと、地方分権を先導できるよう、検討を進めていく。